

平成 25 年 2 月 25 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

遺産整理業務の本格的な取扱い開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、平成 25 年 2 月 25 日（月）より、国内全支店において「遺産整理業務」の銀行本体での取扱い（*）を開始致します。

高齢化の進展により相続マーケットが拡大する中、相続税の課税強化に向けた議論の進展等を背景に、相続への備えや老後資金対策等に対する、お客さまの関心は日々高まっており、且つ、お客さまのニーズは高度化・多様化しつつあります。

このたび、兼営信託金融機関として、当行が単独でご相談から業務完了までワンストップでのサービスをご提供できる体制を整え、国内全支店での取扱いを開始することとしたものです。

なお、遺産整理報酬の計算において、当行にお預け入れのご資産の適用料率は、その他の財産の適用料率より大幅に低い 0.210%になります。

三井住友銀行では、今後もお客さまの相続関連ニーズにお応えするため、引き続き、コンサルティングサービスの品質向上を図ってまいります。

以 上

（*）これまで当行では遺産整理のニーズに対しては、提携信託銀行へ媒介していましたが、試行結果を踏まえ、当行本体での取扱いも本格的に開始致します。

【参考】遺産整理業務の概要

1. 業務概要

(1) サービス概要

遺産の調査と相続財産目録の作成、遺産分割協議書の作成、遺産分割手続の実施、納税資金等の調達に関するアドバイス、税理士のご紹介

(2) 取扱店舗

国内本支店

(3) 本格取扱開始日

平成 25 年 2 月 25 日 (月)

2. 遺産整理報酬

(1) 当行にお預け入れの預金およびお取扱いの信託・投資信託・個人年金・証券等
その評価額に対して一律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0.210%

(2) その他の財産について

項目	適用料率
5,000 万円以下の部分	2.100%
5,000 万円超 1 億円以下の部分	1.575%
1 億円超 3 億円以下の部分	0.840%
3 億円超 5 億円以下の部分	0.525%
5 億円超 10 億円以下の部分	0.420%
10 億円超の部分	0.315%

※上記(1)と(2)による合計額が、1,575,000 円に満たない場合は、最低報酬額を 1,575,000 円とさせていただきます。

※別途、つぎの諸費用はお客さまのご負担となります。

1. 戸籍謄本等の取り寄せ費用
2. 不動産相続登記等の名義変更費用
3. 預貯金等残高証明書交付手数料
4. 相続税申告等にかかる税理士報酬 等

※金額および料率はすべて消費税込みとなります。

以 上